

埼玉県立大宮商業高等学校（定時制課程）

部活動に係る活動方針

●活動の基本方針

- 生徒が健康で明るく充実した学校生活を送るために学習活動と部活動との両立を目指す。
- 教職員の負担軽減を踏まえ、計画的で効果的な活動を実践する。

●指導体制の整備について

- 各顧問は、活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 各顧問は、作成した活動計画を生徒及び保護者に配布する。
- 管理職は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて、顧問との面談を行う。
- 活動は、顧問の指導の下で行うことを原則とする。顧問が止むを得ず活動場所を離れる場合は、安全に配慮した活動内容を具体的に指示し、事故防止に努める。
- 必要に応じて、外部指導者を活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

●具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を開催し、定期的情報交換を行う。
- 顧問・担任及び養護教諭等の連携を図り、生徒間のいじめやトラブル等の防止に努める。
- 教職員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 各顧問は、効率的で安全な練習計画を作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように校内研修の開催や校外実施の研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 各顧問は、部活動費用（部費等）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者に通知を配布し理解を得るとともに、会計報告を行い適正な会計処理を実施する。

●適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日設ける。ただし、休養日については、年間を通じて確保するように努めるが、大会や発表会等の参加状況により、土曜日及び日曜日に連続して活動を行う場合もある。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は禁止とする。ただし、大会や発表会等の日程により止むを得ない場合は、届出により必要最低限の活動内容とする。
- 1日の全体活動時間は、平日1時間程度、休業日（週休日・長期休業中等）3時間程度とする。なお、練習試合・合同練習等、通常と異なる活動を実施する場合は、その限りではない。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を設定する。
- 顧問と生徒間で参加する大会や発表会等を精査し、負担軽減を図る。